

# 伊勢市公報

第 364 号  
令和3年1月5日  
火 曜 日

## 目 次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例	4
○ 伊勢市介護予防拠点施設なごみのやかた条例を廃止する条例	9
○ 伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例	11
○ 伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例	15
○ 伊勢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例	17
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則	19
○ 伊勢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則	21
○ 伊勢市会計規則の一部を改正する規則	25
○ 伊勢市児童発達支援センター条例の施行期日を定める規則	27
<b>訓 令</b>	
○ 伊勢市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令	29
<b>上下水道事業管理規程</b>	
○ 伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程	31
<b>告 示</b>	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	33
○ 地籍調査の実施について	35
○ 令和2年度上半期の伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務の状況について	36
<b>教育委員会告示</b>	
○ 伊勢市立公民館の指定管理者の指定について	53
○ 伊勢市学習等併用施設の指定管理者の指定について	56
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	60

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第42号

### 伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第90条第1項第1号中「18歳未満の者」の次に「その他の規則で定める者」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の第90条第1項第1号の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和2年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例等の一部を  
改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第43号

伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例(平成17年伊勢市条例第57号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(伊勢市保育所保育料徴収条例の一部改正)

第2条 伊勢市保育所保育料徴収条例(平成27年伊勢市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(伊勢市立認定こども園条例の一部改正)

第3条 伊勢市立認定こども園条例(平成22年伊勢市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準

割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（伊勢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第4条 伊勢市後期高齢者医療に関する条例（平成19年伊勢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（伊勢市国民健康保険条例の一部改正）

第5条 伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

附則第4条中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（伊勢市介護保険条例の一部改正）

第6条 伊勢市介護保険条例（平成17年伊勢市条例第102号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第7条 伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年伊勢市条例第177号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（伊勢市公共下水道事業区域外流入協力金徴収条例の一部改正）

第8条 伊勢市公共下水道事業区域外流入協力金徴収条例（平成17年伊勢市条例第178号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の伊勢市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例附則第4項、第2条の規定による改正後の伊勢市保育所保育料徴収条例附則第2項、第3条の規定による改正後の伊勢市立認定こども園条例附則第4項、第4条の規定による改正後の伊勢市後期高齢者医療に関する条例附則第2項、第5条の規定による改正後の伊勢市国民健康保険条例附則第4条、第6条の規定による改正後の伊勢市介護保険条例附則第5項、第7条の規定による改正後の伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例附則第4項及び第8条の規定による改正後の伊勢市公共下水道事業区域外流入協力金徴収条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。



伊勢市介護予防拠点施設なごみのやかた条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第44号

伊勢市介護予防拠点施設なごみのやかた条例を廃止する条例

伊勢市介護予防拠点施設なごみのやかた条例（平成17年伊勢市条例第97号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第45号

### 伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項各号列記以外の部分中「、電気」を「、電気自動車等（電気）に改め、「原動機付自転車をいう」の次に「。第12号において同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、第12号の次に次の4号を加える。

- (13) コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を削り、第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第17条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第9号中「充てん」を「充填」に改める。

第44条第1項第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第17条（見出しを含む。）の改正規定及び第44条第1項第14号の改正規定（「充てんする」を「充填する」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 46 号

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊勢市議会委員会条例（平成 17 年伊勢市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「9 人」を「8 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日以後初めてその期日を告示される一般選挙において選出される伊勢市議会の議員の任期が始まる日以後初めて招集される伊勢市議会の招集の日から施行する。



伊勢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第47号

伊勢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

伊勢市議会議員政治倫理条例（平成29年伊勢市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（市との契約に関する遵守事項）

第3条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、議員、その配偶者若しくは親族（1親等内の血族及び姻族をいう。）又はこれらの者が実質的に経営に携わる法人その他の団体は、市との工事等の請負契約、業務委託契約及び物品購入契約を辞退しなければならない。

第4条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、令和3年11月27日から施行する。

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第57号

### 伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市市税条例施行規則（平成17年伊勢市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第14条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項ただし書中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「年齢が18歳未満の者」を「前項各号に掲げる者」に、「同項第3号」を「第1項第3号」に改め、同項第2号中「通学、通院、通所若しくは生業の」を削り、「(当該身体障害者)」を「(当該身体障害者等)」に改め、同項第3号中「通学、通院、通所又は生業の」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第90条第1項第1号に規定する18歳未満の者その他の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 18歳未満の者

(2) 18歳に達した日の前日の属する年度において当該身体に障害を有する者に係る軽自動車等が条例第90条の規定による種別割の減免を受けていた者（18歳に達した日以後引き続き当該軽自動車等を当該身体に障害を有する者と生計を一にする者が運転する場合に限る。）

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第14条の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和2年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

伊勢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 58 号

### 伊勢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市火災予防条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「第 44 条第 1 項第 9 号から第 12 号まで」を「第 44 条第 1 項第 9 号から第 13 号まで」に改め、同項第 3 号中「第 44 条第 1 項第 13 号」を「第 44 条第 1 項第 14 号」に改め、同項第 4 号中「第 44 条第 1 項第 14 号」を「第 44 条第 1 項第 15 号」に改め、同条第 4 項第 2 号中「第 44 条第 1 項第 9 号から第 12 号まで」を「第 44 条第 1 項第 9 号から第 13 号まで」に改め、同項第 3 号中「第 44 条第 1 項第 13 号」を「第 44 条第 1 項第 14 号」に改める。

別表条例第 17 条第 3 号の項中「充てんする」を「充填する」に改める。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第5号（第5条関係）

急速充電設備  
 燃料電池発電設備  
 発電設備 設置届出書  
 変電設備  
 蓄電池設備

(宛先) 伊勢市消防長		年 月 日	
		届出者 住所 (電話 番) 氏名 ⑩	
防火対象物	所在地	電話 番	
	名称	用途	
設置場所	構造	場所	床面積
		屋内(階)、屋外	m <sup>2</sup>
	消防用設備等 又は特殊消防 用設備等	不燃区画	有・無 換気設備 有・無
届出設備	電圧	V	全出力又は 定格容量 kW AH・セル
	着工(予定) 年 月 日		竣工(予定) 年 月 日
	設置の 概要	種 別	キュービクル式(屋内・屋外)・その他
主任技術者氏名			
工事施工者	住所	電話 番	
	氏名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 電圧欄には、変電設備にあっては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
- 4 全出力又は定格容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては定格容量を記入すること。
- 5 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第5号の2中

「燃料電池発電設備

発 電 設 備

変 電 設 備

蓄 電 池 設 備

廃止届出書 を

」

「急速充電設備

燃料電池発電設備

発 電 設 備

変 電 設 備

蓄 電 池 設 備

廃止届出書 に改める。

」

様式第7号中「充てんする」を「充填する」に、「けい留」を「係留」に、  
「充てん又は」を「充填又は」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表条例第17条第3号の項の改正規定及び様式第7号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市火災予防条例施行規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。



伊勢市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 59 号

### 伊勢市会計規則の一部を改正する規則

伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条を次のように改める。

（調定決議書）

第 15 条 収入決定権者は、歳入を調定したときは、遅滞なく調定決議書を作成するとともに、その旨を会計管理者に通知しなければならない。ただし、市長が特に認めたものは、1 箇月分をまとめて翌月 5 日までに会計管理者に通知することができる。

2 前項の規定は、歳入の調定の変更をした場合について準用する。

附 則

この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市児童発達支援センター条例の施行期日を定める規則をここに公布  
する。

令和2年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 60 号

伊勢市児童発達支援センター条例の施行期日を定める規則

伊勢市児童発達支援センター条例（令和 2 年伊勢市条例第 40 号）の施行期日は、令和 3 年 1 月 1 日とする。

伊勢市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市訓令第7号

伊勢市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令  
伊勢市会計管理者事務の専決等に関する規程(平成17年伊勢市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「還付精算決議書」を「戻入決議書」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「の更生」を削り、同号を同条第3号とする。

### 附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市上下水道事業管理規程第 8 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の見出しを「(還付加算金)」に改め、同条第 1 項中「加算金」の次に「(以下「還付加算金」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項の加算金」を「還付加算金」に改め、「加算金の」を削り、同条第 3 項中「第 1 項の加算金」を「還付加算金」に改める。

附則第 5 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(還付加算金の割合の特例)」を付し、同項中「加算金」を「還付加算金」に、「特例基準割合(当該年の前年に)」を「還付加算金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に、「1 パーセント」を「0.5 パーセント」に、「特例基準割合と」を「還付加算金特例基準割合と」に改め、附則に次の 1 項を加える。

- 6 前項の規定の適用がある場合における還付加算金の額の計算において、前項に規定する加算した割合が年 0.1 パーセント未満の割合であるときは、年 0.1 パーセントの割合とする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の附則第 5 項及び第 6 項の規定は、この規程の施行の日以後の期間に対応する還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する還付加算金については、なお従前の例による。



伊勢市告示第 154 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 12 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 2 年 11 月 19 日 午前 9 時	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	14 台
〃	令和 2 年 11 月 19 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	7 台
〃	〃	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	11 台
〃	令和 2 年 11 月 19 日 午後 1 時 30 分	宮町駅駐輪場 (伊勢市御薊町高向地内)	7 台
原動機付 自転車	〃	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	1 台
自転車	令和 2 年 11 月 19 日 午後 3 時	小俣駅東駐輪場 (伊勢市小俣町元町地内)	1 台
〃	〃	宮川駅東駐輪場 (伊勢市小俣町本町地内)	3 台
〃	〃	宮川駅南駐輪場 (伊勢市小俣町本町地内)	6 台

自転車	令和2年11月19日 午後3時	明野駅南駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	1台
〃	〃	明野駅西駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	2台
計			53台

## 2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内）

## 3 保管期間

告示の日から60日間

## 4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

## 5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 155 号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により、次のとおり告示します。

令和 2 年12月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業計画が定められた年月日  
令和 2 年10月27日
- 2 調査を実施する者の名称  
伊勢市
- 3 調査地域  
神久 3 ②（神久 3 丁目）  
神久 4 ①（神久 4 丁目）
- 4 調査期間  
令和 2 年12月16日から令和 3 年 3 月31日まで

伊勢市告示第 156 号

令和 2 年度上半期の伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務の状況について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 2 年 12 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 令和2年度上半期伊勢市病院事業の業務状況

### 1. 事業の概況

#### (1) 業務状況

入院延患者数は、前年同期比（△）8.6%減の39,559人（元年度上半期43,276人）、外来延患者数は、前年同期比（△）6.0%減の60,560人（元年度上半期64,459人）、健診者数は前年同期比（△）15.0%減の6,076人（元年度上半期7,150人）となりました。

#### (2) 収益的収支の状況（金額は消費税抜き）

総収益は3,918,613千円、総費用は3,555,203千円となり、当期純利益は363,410千円となりました。

収益の内訳は、医業収益2,999,490千円、健診収益144,380千円、医業外収益774,743千円（うち他会計補助金34,630千円、他会計負担金442,660千円）となっております。

費用の内訳は、医業費用3,410,948千円、健診費用89,179千円、医業外費用55,076千円となっております。

#### (3) 資本的収支の状況（金額は消費税込）

収入総額484,642千円、支出総額465,429千円の事業執行となりました。

収入の内訳は、負担金465,370千円、寄附金2,617千円、投資償還金16,655千円となっております。

支出の内訳は、建設改良費88,737千円（資産購入費83,252千円、工事請負費5,485千円）、企業債償還金348,132千円、投資28,560千円となっております。

以上が令和2年度上半期の概要であります。

### 2. 職員に関する事項

（単位：人）

年月日	医 師	医療技術 職 員	看 護 (准) 師	事務職員	その他の 職 員	嘱 託 職 員	会計年度 任用職員	計
2.9.30	52	92 (3)	247 (8)	28	5 (2)	—	163	587 (13)
2.3.31	52	82 (2)	228 (5)	29	5 (2)	82	—	478 (9)

\* ( ) は、外書きで再任用職員を表す。

### 3. 経理の状況

令和 2年 4月 1日から

令和 2年 9月30日まで

#### (1) 令和 2年度伊勢市病院事業予算執行状況

(単位：円)

区 分	予 算 額 A	予算執行額 B	予 算 残 額	B/A%	備 考
(収益的収入)					
病院事業収益	8,040,492,000	3,942,033,131	4,098,458,869	49.0	
医業収益	6,304,994,000	3,007,237,707	3,297,756,293	47.7	
健診収益	337,250,000	158,819,785	178,430,215	47.1	
医業外収益	1,398,148,000	775,975,639	622,172,361	55.5	
特別利益	100,000	0	100,000	0.0	
(収益的支出)					
病院事業費用	8,263,465,000	3,613,000,376	4,650,464,624	43.7	
医業費用	7,854,405,000	3,467,076,126	4,387,328,874	44.1	
健診費用	199,375,000	90,815,241	108,559,759	45.5	
医業外費用	208,585,000	55,109,009	153,475,991	26.4	
特別損失	100,000	0	100,000	0.0	
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0	
(資本的収入)					
資本的収入	627,140,000	484,641,600	142,498,400	77.3	
負担金	465,370,000	465,370,000	0	100.0	
企業債	100,000,000	0	100,000,000	0.0	
寄附金	3,000,000	2,616,600	383,400	87.2	
基金繰入金	56,520,000	0	56,520,000	0.0	
投資償還金	2,250,000	16,655,000	△ 14,405,000	740.2	
(資本的支出)					
資本的支出	1,064,943,000	465,428,645	599,514,355	43.7	
建設改良費	250,000,000	88,736,268	161,263,732	35.5	
企業債償還金	696,653,000	348,132,377	348,520,623	50.0	
投資	56,520,000	28,560,000	27,960,000	50.5	
基金積立金	61,770,000	0	61,770,000	0.0	

令和 2年 4月 1日から  
令和 2年 9月30日まで

(2) 令和 2年度伊勢市病院事業損益計算書

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
病院事業費用	3,555,203,240	病院事業収益	3,918,613,385
医業費用	3,410,948,258	医業収益	2,999,490,030
給与費	1,683,635,663	入院収益	1,984,140,415
材料費	671,205,623	外来収益	894,200,140
経費	550,614,635	他会計負担金	49,870,000
減価償却費	498,306,361	その他医業収益	71,279,475
研究研修費	7,185,976	健診収益	144,380,192
健診費用	89,179,000	健診収益	144,380,192
給与費	61,986,505	医業外収益	774,743,163
材料費	2,636,362	他会計補助金	34,630,000
経費	16,005,700	他会計負担金	442,660,000
減価償却費	8,550,433	県補助金	60,000,000
医業外費用	55,075,982	その他医業外収益	13,524,988
支払利息及び	31,837,410	長期前受金戻入	223,928,175
企業債取扱諸費			
雑損失	4,563,812		
医業外雑費	18,674,760		
当期純利益	363,410,145		
合 計	3,918,613,385	合 計	3,918,613,385

令和 2年 9月30日

## (3) 令和 2年度伊勢市病院事業貸借対照表

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	18,370,359,512	固定負債	14,109,620,990
有形固定資産	17,970,405,699	企業債	12,458,388,301
土地	1,572,578,736	建設改良等企業債	12,458,388,301
建物	12,584,624,881	引当金	1,651,232,689
構築物	1,530,514,503	退職給付引当金	1,651,232,689
器械備品	4,941,034,905	流動負債	645,748,789
車両	8,463,238	未払金	270,768,159
減価償却累計額	△2,666,810,564	医業未払金	244,909,359
無形固定資産	3,562,685	その他未払金	25,858,800
電話加入権	3,562,685	その他流動負債	26,460,575
投資その他の資産	396,391,128	預り金	767,807
長期貸付金	306,360,000	預り保証金	2,187,670
基金	90,031,128	仮受消費税	23,505,098
流動資産	1,538,271,533	企業債	348,520,055
現金預金	346,460,260	建設改良等企業債	348,520,055
現金	1,285,000	繰延収益	1,816,603,023
預金	345,175,260	長期前受金	2,986,429,408
未収金	1,032,167,813	長期前受金収益化累計額	△1,169,826,385
医業未収金	1,032,167,813	資本金	4,254,000,000
貯蔵品	30,542,270	自己資本金	4,254,000,000
薬品	21,258,673	剰余金	△1,280,751,902
診療材料	5,726,122	資本剰余金	943,983,966
その他貯蔵品	3,557,475	受贈財産評価額	141,807,695
前払金	6,246,060	他会計補助金	89,845,648
前払金	6,246,060	工事負担金	53,395,358
その他流動資産	132,678,987	寄附金	28,113,100
仮払消費税	132,678,987	他会計負担金	630,822,165
貸倒引当金	△9,823,857	欠損金	△2,224,735,868
貸倒引当金	△9,823,857	前年度未処理欠損金	△2,224,735,868
		当期純利益	363,410,145
合 計	19,908,631,045	合 計	19,908,631,045



#### 4. 令和元年度伊勢市病院事業決算の状況

市立伊勢総合病院は、二次救急医療を始めとする地域の中核病院として、市民の健康増進と生活の質の向上を目指し、地域医療の継続発展を図るとともに、公営企業としての効率性を高めるよう努めてまいりました。

本年度は、災害拠点病院の指定、呼吸器外科の開設、心臓リハビリテーションの開始、安全・安心で高度な医療を提供するため、関節鏡システム、超音波画像診断装置等の整備を行いました。また、平成25年3月に策定した「新市立伊勢総合病院建設基本計画」に基づき、新病院開院と並行して施工してきた、旧病院解体工事及び駐車場整備工事が3月に竣工を迎え、新病院建設事業が完了しました。

利用状況につきましては、入院延患者数88,244人（1日平均241人）、外来延患者数129,498人（1日平均540人）、健診者数14,807人（1日平均52人）となりました。また、新病院開院にあたって、急性期・救急医療を基本としながら、地域に必要で不足している地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟及びホスピス病棟の新設・充実を図ったことにより、前年度と比較いたしますと、入院患者数で13,198人、外来患者数で5,129人、健診者数で879人それぞれ増加いたしました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き収入額7,679,599,493円、支出額8,055,466,135円の執行となり、収入では、患者数の増加により、入院・外来収益及び健診収益はそれぞれ増収となったものの、支出では、新病院開院に伴う職員採用による給与費、患者数の増加による材料費及び新病院建設による減価償却費がそれぞれ増額となったことにより、375,866,642円の損失を生じました。

また、旧病院施設等の資産の処分に伴う資本金及び資本剰余金の処分額1,423,684,391円を含め、当年度未処理欠損金は2,224,735,868円となりました。

一方、資本的収支におきましては、収入額1,424,128,447円、支出額1,296,923,844円の執行となりました。

今後も、新病院建設による企業債償還金、減価償却費等により、厳しい病院経営となることが予測されますが、引き続き、医師確保に努めるとともに、医療体制の充実強化、質の高い医療の提供、地域医療の推進、病院経営の健全化に取り組んでまいります。

# 令和2年度 上半期伊勢市水道事業の業務状況

## 1 事業の概要

今期の水道事業は、「伊勢市水道事業ビジョン」の目標である「持続・安全・強靱」の実現を目指し、老朽管の布設替工事、下水道工事等に伴う配水本管布設替工事、基幹管路の耐震化及び水源地・加圧施設の更新による配水機能の強化を行いました。また、配水池等の基幹施設について耐震診断を行いました。

事業運用面では、令和2年9月末現在、前年同期に比して、年間配水量は1.8%の増加、有収水量は0.9%の減少となり、その結果、有収率は85.4%（前年度87.7%）となりました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き収入額1,261,104千円、支出額1,003,741千円の執行となり、257,363千円の純利益を生じました。

一方、資本的収支においては、収入額39,978千円、支出額446,309千円の執行となり、406,331千円の収支不足となりました。

「伊勢市水道事業ビジョン」では、人口減少により給水収益の減少が見込まれる中、老朽化を迎えた管路及び施設・設備の耐震化や更新を行う必要があることから、将来の事業運営が厳しくなることが予測されます。

今後も独立採算制の堅持を第一目標とし、さらに、経費節減等を行い効率的で健全な事業の運営に努め、安心・安全な給水サービスの向上に取り組んでいきます。

## 2 給水状況

### (1) 給水戸数と給水人口

区 分	R1.9.30	R2.9.30	増 減	前年比 (%)
給水戸数	57,067戸	57,275戸	208戸	100.4
給水人口	125,137人	123,895人	△ 1,242人	99.0

### (2) 給水収益(税込)

(単位 千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	収 入 率 (%)
給水収益	1,234,860	1,165,807	94.4

## (3) 配水量と有収水量

(単位 m<sup>3</sup>)

区 分	R1.9.30	R2.9.30	増 減	前年比 (%)
配水量	8,182,685	8,330,710	148,025	101.8
有収水量	7,175,535	7,113,886	△ 61,649	99.1
有収率 (%)	87.7	85.4	△ 2.3	—

## 3 職員に関する事項

(単位 人)

区 分	職員	技能労務 職員	嘱託職員	会計年度 任用職員	計
R2.3.31	19	(2) 19	3		(2) 41
R2.9.30	19	(3) 18		3	(3) 40

\* ( )は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す。

## 4 経理の状況

(単位 円)

(1) 令和2年度伊勢市水道事業予算執行状況		令和 2年 4月 1日 から 令和 2年 9月30日 まで		
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A %
(収益的収支)				
水道事業収益	2,829,948,000	1,375,243,383	1,454,704,617	48.6
営業収益	2,533,024,000	1,238,666,517	1,294,357,483	48.9
営業外収益	296,924,000	136,576,866	160,347,134	46.0
水道事業費用	2,509,166,000	1,047,936,287	1,461,229,713	41.8
営業費用	2,385,707,000	1,003,705,187	1,382,001,813	42.1
営業外費用	113,459,000	44,231,100	69,227,900	39.0
予備費	10,000,000	0	10,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	1,141,924,000	39,978,072	1,101,945,928	3.5
企業債	793,400,000	0	793,400,000	0.0
負担金	236,324,000	39,978,072	196,345,928	16.9
出資金	43,200,000	0	43,200,000	0.0
補助金	69,000,000	0	69,000,000	0.0
資本的支出	2,647,914,000	446,309,159	2,201,604,841	16.9
建設改良費	2,281,987,000	265,636,495	2,016,350,505	11.6
償還金	365,927,000	180,672,664	185,254,336	49.4

(単位 円)

(2) 令和2年度伊勢市水道事業損益計算書		令和 2年 4月 1日 から 令和 2年 9月30日 まで	
		借 方	貸 方
水道事業費用	1,003,741,370	水道事業収益	1,261,104,335
営業費用	959,766,926	営業収益	1,126,262,300
原水費	361,045,346	給水収益	1,122,674,528
配水及び給水費	106,901,278	受託工事収益	1,685,600
受託工事費	4,032,139	その他営業収益	1,902,172
総係費	66,815,726	営業外収益	134,842,035
減価償却費	420,930,000	受取利息及び配当金	793,656
資産減耗費	42,437	長期前受金戻入	116,414,000
営業外費用	43,974,444	雑収益	696,379
支払利息及び 企業債取扱諸費	40,213,099	加 入 金	16,938,000
雑支出	3,761,345		
当期純利益	257,362,965		
合 計	1,261,104,335	合 計	1,261,104,335

(単位 円)

(3) 令和2年度伊勢市水道事業貸借対照表		令和 2年 9月30日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	24,532,894,520	固 定 負 債	5,105,683,074
有 形 固 定 資 産	24,252,389,323	企 業 債	4,720,621,142
土 地	1,375,791,808	建設改良等企業債	4,720,621,142
建 物	773,516,564	引 当 金	385,061,932
減 価 償 却 累 計 額	△ 515,169,532	退 職 給 付 引 当 金	278,382,932
構 築 物	36,520,213,596	特 別 修 繕 引 当 金	106,679,000
減 価 償 却 累 計 額	△ 15,519,111,255	流 動 負 債	354,783,177
機 械 及 び 装 置	3,264,539,453	企 業 債	182,574,162
減 価 償 却 累 計 額	△ 2,383,741,479	建設改良等企業債	182,574,162
車 両 運 搬 具	58,857,161	未 払 金	55,179,883
減 価 償 却 累 計 額	△ 45,780,580	貯 蔵 品 購 入 未 払 金	198,814
工 具、器 具 及 び 備 品	66,556,236	営 業 未 払 金	54,981,069
減 価 償 却 累 計 額	△ 53,628,529	預 り 金	2,414,255
建 設 仮 勘 定	710,345,880	預 り 金	2,414,255
無 形 固 定 資 産	80,505,197	そ の 他 流 動 負 債	114,614,877
施 設 利 用 権	65,384,994	仮受消費税及び地方消費税	114,614,877
ソ フ ト ウ ェ ア	15,120,203	繰 延 収 益	5,147,499,269
投 資 其 他 の 資 産	200,000,000	長 期 前 受 金	11,147,682,122
投 資 有 価 証 券	200,000,000	長 期 前 受 金	11,147,682,122
流 動 資 産	2,334,752,197	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 6,000,182,853
現 金 預 金	1,802,376,877	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 6,000,182,853
現 金	60,000	資 本 金	15,180,725,536
預 金	1,802,316,877	資 本 金	15,180,725,536
未 収 金	180,063,800	固 有 資 本 金	33,622,511
営 業 未 収 金	179,108,760	繰 入 資 本 金	1,496,870,100
営 業 外 未 収 金	702,080	組 入 資 本 金	13,650,232,925
そ の 他 未 収 金	252,960	剰 余 金	821,592,696
貸 倒 引 当 金	△ 65,566,708	資 本 剰 余 金	23,129,245
貸 倒 引 当 金	△ 65,566,708	受 贈 財 産 評 価 額	23,129,245
貯 蔵 品	34,089,699	利 益 剰 余 金	798,463,451
原 材 料	34,089,699	そ の 他 未 処 分 利 益 剰 余 金 変 動 額	798,463,451
前 払 金	317,574,252	当 期 純 利 益	257,362,965
工 事 前 払 金	295,377,000		
前 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	5,179,200		
そ の 他 前 払 金	17,018,052		
そ の 他 流 動 資 産	66,214,277		
仮 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	66,214,277		
合 計	26,867,646,717	合 計	26,867,646,717

## 5 令和元年度決算の状況

本市の水道事業は、「伊勢市水道事業ビジョン」に基づき給水の安定及び有収率の向上を図り効率的な維持管理を行うため、老朽化した設備及び配水本管の更新、下水道工事などに伴う配水本管布設替等の工事を実施するとともに、基幹管路を中心とした耐震化を行いました。

### (1) 業務量について

給水戸数は57,066戸で前年度より322戸増加する一方、給水人口は124,265人で前年度より1,022人減少しました。また、年間配水量は16,574,745 $\text{m}^3$ で前年度に比し1.82%の増加、有収水量は14,278,855 $\text{m}^3$ で前年度に比し1.85%の減少となり、その結果、有収率は86.1%(前年度89.4%)となりました。

### (2) 財政収支について

財政収支の状況は、収益的収支においては、消費税を除き収入額2,619,233,736円、支出額2,232,440,679円の執行となり、386,793,057円の純利益となりました。

一方、資本的収支においては、収入額742,137,382円、支出額1,723,616,862円の執行となり、981,479,480円の収支不足となりましたが、建設改良積立金、損益勘定留保資金等で補填しました。

また、資本的収支の収入において371,157,000円、支出において630,000,000円を翌年度に繰り越しました。

### (3) 建設改良事業及び整備状況について

送配水管延長は、前年度より4.3km増加し941.4kmとなりました。また、老朽管更新工事及び下水道工事等に伴う布設替工事等により13.8kmの更新を行い、その内9.0kmの耐震化を行いました。その結果、送配水管の耐震化率は19.1%となり、基幹管路の耐震化率は38.9%となりました。

設備については計画に基づいた更新を行っており、本年度は中須水源地監視制御設備について、老朽化に伴いデジタル方式への改良工事に着手しました。

また、災害時に拠点となる重要施設への配水ルートの耐震化について、本年度より国の補助を受け着手しました。

## 令和2年度 上半期伊勢市下水道事業の業務状況

### 1 事業の概要

今期の下水道事業は、汚水処理事業として流域関連公共下水道の第5期事業認可区域の測量設計に着手するとともに、第4期事業認可区域の下水管渠の幹線及び面整備工事等を行い、公共用水域の水質保全や住環境の改善のため普及率の向上に努めています。流域関連公共下水道については、令和2年9月末で1,698.3haの地域において供用が開始されており、伊勢市全体の下水道普及率は、56.4%となっています。

雨水対策事業としては、桧尻第2排水区雨水幹線排水路基本設計、黒瀬ポンプ場再構築基本設計を進めています。

また、下水道施設の適正な維持管理のため、伊勢市下水道ストックマネジメント計画に基づき、改築・更新に伴う実施設計を進めています。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き収入額1,725,712千円、支出額1,489,943千円の執行となり、235,769千円の純利益を生じました。

一方、資本的収支におきましては、収入413,161千円、支出1,391,307千円となり、978,146千円の収支不足となりました。

今後につきましても、計画的な施設の整備を実施するとともに、供用及び稼動区域においては適正な維持管理に努めていきます。

### 2 下水道普及率

(令和2年9月30日現在)

	行政区域内人口 (A)	処理区域内人口 (B)	普及率 (B/A)
計	124,543	70,186	56.4%

### 3 職員に関する事項

(単位 人)

区 分	職員	技能労務職員	嘱託職員	会計年度 任用職員	計
R2.3.31	28	5	5		38
R2.9.30	29	5		6	40

## 4 経理の状況

(単位 円)

(1) 令和2年度伊勢市下水道事業予算執行状況		令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 2 年 9 月 30 日 まで		
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A (%)
今期の下水道事業は、汚水処理事業として流域関連				
下水道事業収益	3,799,287,000	1,774,507,953	2,024,779,047	46.7
営業収益	1,483,240,000	684,770,507	798,469,493	46.2
営業外収益	2,316,047,000	1,089,737,446	1,226,309,554	47.1
下水道事業費用	3,588,974,000	1,517,497,238	2,071,476,762	42.3
営業費用	3,069,455,000	1,263,107,430	1,806,347,570	41.2
営業外費用	509,519,000	254,389,808	255,129,192	49.9
予備費	10,000,000	0	10,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	4,645,391,000	413,161,111	4,232,229,889	8.9
企業債	2,811,700,000	0	2,811,700,000	0.0
負担金	376,141,000	229,036,900	147,104,100	60.9
国庫補助金	1,457,550,000	184,000,000	1,273,550,000	12.6
寄附金その他の収入	0	124,211	△ 124,211	-
資本的支出	6,411,222,000	1,391,307,218	5,019,914,782	21.7
建設改良費	4,815,870,000	601,730,058	4,214,139,942	12.5
企業債償還金	1,593,802,000	789,577,160	804,224,840	49.5
受益者負担金返還金	550,000	0	550,000	0.0
諸支出金	1,000,000	0	1,000,000	0.0



(単位 円)

(2) 令和2年度伊勢市下水道事業損益計算書		令和 2年 4月 1日 から 令和 2年 9月30日 まで	
		借 方	貸 方
今期の下水道事業は、汚水処理事業として流域関連 公共下水道の第5期事業認	1,489,943,238	下 水 道 事 業 収 益	1,725,712,416
営 業 費 用	1,235,874,567	営 業 収 益	635,977,179
汚 水 管 渠 費	20,613,818	下 水 道 使 用 料	487,934,979
雨 水 管 渠 費	1,762,919	他 会 計 負 担 金	148,000,000
流 域 下 水 道 維 持 管 理 負 担 金	181,180,910	そ の 他 営 業 収 益	42,200
ポ ン プ 場 費	34,322,656	営 業 外 収 益	1,089,735,237
処 理 場 費	25,883,324	受 取 利 息 及 び 配 当 金	42,190
普 及 促 進 費	20,016,989	他 会 計 負 担 金	571,000,000
業 務 費	38,032,834	他 会 計 補 助 金	80,000,000
総 係 費	25,279,560	長 期 前 受 金 戻 入	438,067,390
汚 水 減 価 償 却 費	684,667,886	雑 収 益	625,657
雨 水 減 価 償 却 費	204,113,671		
営 業 外 費 用	254,068,671		
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	250,607,345		
雑 支 出	3,461,326		
当 期 純 利 益	235,769,178		
合 計	1,725,712,416	合 計	1,725,712,416

(単位 円)

(3) 令和2年度伊勢市下水道事業貸借対照表		令和2年9月30日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	68,382,040,378	固 定 負 債	31,560,486,565
△汚水有形固定資産	49,271,972,732	企 業 債	31,385,337,617
土 地	367,464,507	建設改良等企業債	31,385,337,617
立 木	3,119,863	引 当 金	175,148,948
建 物	1,148,687,505	退職給付引当金	175,148,948
減価償却累計額	△ 531,075,122	流 動 負 債	893,051,617
構 築 物	58,269,881,242	企 業 債	796,909,064
減価償却累計額	△ 12,106,815,984	建設改良等企業債	796,909,064
機 械 及 び 装 置	3,114,274,697	未 払 金	37,200,000
減価償却累計額	△ 2,280,881,328	営 業 未 払 金	37,200,000
車 両 運 搬 具	7,541,438	預 り 金	10,147,016
減価償却累計額	△ 6,393,113	預 り 金	10,147,016
工具、器具及び備品	26,499,126	そ の 他 流 動 負 債	48,795,537
減価償却累計額	△ 20,648,766	仮受消費税及び地方消費税	48,795,537
建設仮勘定	1,280,318,667	繰 延 収 益	28,534,930,974
雨水有形固定資産	11,257,007,193	長 期 前 受 金	40,122,452,227
土 地	1,026,091,801	長 期 前 受 金	40,122,452,227
建 物	2,707,985,717	長期前受金収益化累計額	△ 11,587,521,253
減価償却累計額	△ 775,177,879	長期前受金収益化累計額	△ 11,587,521,253
構 築 物	6,592,095,880	資 本 金	7,388,364,413
減価償却累計額	△ 1,790,146,386	資 本 金	7,388,364,413
機 械 及 び 装 置	4,955,326,020	固 有 資 本 金	5,302,967,247
減価償却累計額	△ 2,681,992,875	組 入 資 本 金	2,085,397,166
工具、器具及び備品	3,771,849	剰 余 金	1,108,096,684
減価償却累計額	△ 3,024,625	資 本 剰 余 金	766,346,408
建設仮勘定	1,222,077,691	受 贈 財 産 評 価 額	138,083,020
汚水無形固定資産	7,853,060,453	他 会 計 負 担 金	282,198,153
流域下水道施設利用権	7,828,761,912	周辺環境整備事業負担金	53,565,180
電 話 加 入 権	75,000	補 助 金	216,649,080
ソ フ ト ウ ェ ア	24,223,541	そ の 他 資 本 剰 余 金	75,850,975
流 動 資 産	1,338,659,053	利 益 剰 余 金	341,750,276
現 金 預 金	706,138,047	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	341,750,276
現 金	100,000	当 期 純 利 益	235,769,178
預 金	706,038,047		
未 収 金	250,005,282		
営 業 未 収 金	199,274,538		
営 業 外 未 収 金	578,986		
そ の 他 未 収 金	50,151,758		

(単位 円)

(3) 令和2年度伊勢市下水道事業貸借対照表		令和2年9月30日	
借 方		貸 方	
貸 倒 引 当 金	△ 9,111,178		
貸 倒 引 当 金	△ 9,111,178		
前 払 金	321,298,304		
工 事 前 払 金	318,283,000		
そ の 他 前 払 金	3,015,304		
そ の 他 流 動 資 産	70,328,598		
仮払消費税及び地方消費税	70,328,598		
合 計	69,720,699,431	合 計	69,720,699,431

## 5 令和元年度決算の状況

本市の下水道事業は、生活環境の改善や河川等公共用水域の水質保全を図るための汚水整備事業並びに雨水の排除による浸水の防除を行う雨水整備事業を計画的に実施してまいりました。

### (1) 業務量及び普及状況について

業務量は、有収水量6,633,481<sup>m</sup><sup>3</sup>、処理水量6,552,539<sup>m</sup><sup>3</sup>となり、前年度に比しそれぞれ、100,082<sup>m</sup><sup>3</sup>、18,977<sup>m</sup><sup>3</sup>増加しました。また、普及状況については、処理区域面積は1,844.7ha、処理区域内人口は69,666人で前年度に比しそれぞれ64.1ha、1,945人増加し、普及率は55.7%になりました。一方、水洗化人口は56,366人で前年度に比し1,098人増加し、水洗化率は80.9%となりました。

### (2) 財政収支について

財政収支の状況は、収益的収支においては、消費税を除き収入額3,474,086,848円、支出額3,338,862,330円の執行となり、135,224,518円の純利益となりました。

一方、資本的収支においては、収入額3,311,782,800円、支出額4,833,566,672円の執行となり、建設改良費繰越財源1,734,935円を除くと、1,523,518,807円の収支不足となりましたが、減債積立金、損益勘定留保資金等で補填しました。

また、資本的収支の収入において1,445,900,000円、支出において1,594,000,000円を翌年度に繰り越しました。

### (3) 建設改良事業及び整備状況について

下水道の整備については、流域関連公共下水道事業の第4期事業にかかる汚水幹線築造及び管渠の面整備、第5期事業の着手に向けた測量業務等を実施することにより処理区域の拡大を図るとともに、浸水対策等下水道施設の整備を進めました。

汚水整備事業としては、流域関連公共下水道区域において下水管渠を16,566m、マンホールポンプを3箇所整備しました。また、宇治・中村特定環境保全公共下水道区域においては、下水管渠を25m整備し、五十鈴川中村浄化センター施設の長寿命化計画に基づき機器更新工事を行いました。汚水管渠布設延長は、合計で451,912mとなりました。雨水整備事業としては、吹上ポンプ場他3施設の機器更新工事を行っています。

下水道の施設管理については、持続可能な下水道事業の実現を目的に、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するため、「伊勢市下水道ストックマネジメント計画」を策定しました。

伊勢市教育委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、伊勢市立公民館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

令和2年12月28日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者となる団体
  - (1) 名称 伊勢市立高麗広公民館  
団体 伊勢市宇治今在家町 511 番地  
伊勢市立高麗広公民館運営委員会  
委員長 杉山 依士登
  - (2) 名称 伊勢市立下小俣公民館  
団体 伊勢市小俣町元町 1282 番地 1  
下小俣自治会  
会長 中西 幸一
  - (3) 名称 伊勢市立高畑公民館  
団体 伊勢市小俣町宮前 787 番地 3  
高畑自治区  
区長 小森 正行

- (4) 名称 伊勢市立新高公民館  
団体 伊勢市御菌町高向 686 番地 8  
新高地区自治会連合会  
代表 青木 秀視
- (5) 名称 伊勢市立高向公民館  
団体 伊勢市御菌町高向 2658 番地 1  
高向区  
区長 森北 利幸
- (6) 名称 伊勢市立王中島公民館  
団体 伊勢市御菌町王中島 594 番地  
王中島区  
区長 尾崎 誠
- (7) 名称 伊勢市立新開公民館  
団体 伊勢市御菌町新開 941 番地 5  
御菌町新開区  
区長 炭野 敬二
- (8) 名称 伊勢市立上長屋公民館  
団体 伊勢市御菌町長屋 2863 番地 2  
上長屋区  
区長 中東 昇
- (9) 名称 伊勢市立中長屋公民館  
団体 伊勢市御菌町長屋 1074 番地 1  
中長屋区  
区長 岩橋 雄喜
- (10) 名称 伊勢市立下長屋公民館  
団体 伊勢市御菌町長屋 1599 番地 2

下長屋区

区長 三好 良夫

(11) 名称 伊勢市立上條公民館

団体 伊勢市御菌町上條 88 番地

上條区自治会

会長 加藤 尚

(12) 名称 伊勢市立小林公民館

団体 伊勢市御菌町小林 343 番地

小林区

区長 藤村 宗光

(13) 名称 伊勢市立上條公民館分館

団体 伊勢市御菌町上條 88 番地

上條区自治会

会長 加藤 尚

## 2 指定の期間

(1) 伊勢市立高麗広公民館

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(2) 伊勢市立高麗広公民館以外の公民館

令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、伊勢市学習等供用施設の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

令和2年12月28日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者となる団体

- (1) 名称 村松町民会館  
団体 伊勢市村松町 4011 番地 1  
村松町会  
会長 中村 元彦
- (2) 名称 東豊浜町土路区町民会館  
団体 伊勢市東豊浜町 1089 番地  
土路区町会  
会長 中世古 大助
- (3) 名称 西豊浜町上区町民会館  
団体 伊勢市西豊浜町 40 番地  
上区自治会  
会長 松島 秀雄



- (4) 名称 柏町民会館  
団体 伊勢市柏町 528 番地  
柏町会  
会長 富谷 道生
- (5) 名称 船江会館  
団体 伊勢市船江 1 丁目 5 番 44 号  
船江連合会  
会長代行 辻本 研一
- (6) 名称 坂東会館  
団体 伊勢市中須町 406 番地 4  
坂東自治会  
会長 大野 茂
- (7) 名称 有滝町民会館  
団体 伊勢市有滝町 2638 番地  
有滝町会  
会長 安井 信夫
- (8) 名称 小川町民会館  
団体 伊勢市西豊浜町 3657 番地 3  
西豊浜町小川区自治会  
会長 野呂 典久
- (9) 名称 田尻町民会館  
団体 伊勢市田尻町甲 239 番地  
田尻町自治会  
会長 増川 武夫
- (10) 名称 辻久留台会館  
団体 伊勢市辻久留町 545 番地 180

辻久留台自治会

会長 北村 芳朗

(11) 名称 昭和苑会館

団体 伊勢市上野町 324 番地 5

昭和苑自治会

会長 山名 勝彦

(12) 名称 檜原町民会館

団体 伊勢市檜原町 113 番地 1

檜原町会自治会

会長 南 真澄

(13) 名称 東大淀町民会館

団体 伊勢市東大淀町 201 番地 1

東大淀町会

会長 上井 信男

(14) 名称 植山町民会館

団体 伊勢市植山町 486 番地

植山町自治会

会長 田端 元

(15) 名称 溝口会館

団体 伊勢市二見町溝口 516 番地 1

溝口区

区長 松本 和雄

(16) 名称 湯田公民館

団体 伊勢市小俣町湯田 554 番地 1

湯田自治区

区長 山際 利彦

- (17) 名称 明野公民館  
団体 伊勢市小俣町明野 1445 番地 1  
明野第一・第二自治区  
区長 前田 定夫
- (18) 名称 宮前公民館  
団体 伊勢市小俣町宮前 433 番地 2  
宮前自治区  
区長 秋吉 勝身
- (19) 名称 上惣公民館  
団体 伊勢市小俣町相合 999 番地 6  
上惣自治会  
会長 森多 敏雄

## 2 指定の期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

伊勢市公告第 90 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 2 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。